



処理できないごみ

◇【菊池広域連合処理施設】へ搬入を禁止する 適正処理困難ごみ

区分	ごみ種	
①有害性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸、硝酸等の劇薬類 ・殺虫剤、消毒剤等の農薬類 ・化学薬品類 ・その他有害性のあるもの 	
②危険性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・日本刀 ・銃弾 ・バッテリー ・ガスボンベ（カセットコンロ用を除く） ・消火器（中身が入っていないものを除く） ・発煙筒及び花火（いずれも未使用のもの） ・その他危険性のあるもの 	
③引火性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油 ・ガソリン ・軽油 ・混合油 ・重油 ・シンナー ・廃油 ・オイル ・その他引火性のあるもの 	
④著しく悪臭を発するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ等の汚物 ・その他著しく悪臭を発するもの 	
⑤特別管理一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物等 	
⑥前各号に定めるもののほか 連合長が処理施設の機能に 支障があると認めるもの	ゴム等	・廃ゴムタイヤ等
	金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラム缶（中身が入っていないものを除く） ・自動車関係部品（走行性能に係らないものを除く） ・バイク ・シニアカー ・オイルヒーター ・オイルジャッキ ・農機具類（家庭で使われたものを除く） ・エンジン（走行用以外のものを除く）
	空かん類	<ul style="list-style-type: none"> ・有害性のあるものが入っていた空かん ・引火性のあるものが入っていた空かん ・その他、塗料等が入っていた空かん（中身が入っていないものを除く）
	木製品類	<ul style="list-style-type: none"> ・幅1.5m長さ3.0m高さ1.0mを超える木製品 ・板の厚さが10cmを超えるもの（動物の置物、囲碁盤、将棋盤等）
	木竹片	<ul style="list-style-type: none"> ・面の直径又は面の短辺の長さが10cmを超えるもの ・長辺の長さが3.0mを超えるもの
	動物の死がい	・実験した動物
	家屋解体及び 改造に係わる もの等	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋解体及び改造等に係わる廃材類 ・石膏ボード ・耐火ボード ・断熱材 ・グラスウール ・ワラ ・カワラ ・スレート ・ブロック ・基礎石 ・コンクリート ・レンガ ・セメント ・その他ガレキ類
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・畑、山、庭等で生じた木の根、竹の根、ワラ等 ・砂利、土砂、石類 ・ボウリング用ボール

※令和5年4月時点（内容は変更となる場合があります）